

国土利用計画（糸魚川市計画）

平成23年9月



新潟県糸魚川市

目 次

前文

第1 市土の利用に関する基本構想	1
1 本市の概要	1
（1）市土の概要	1
（2）市土利用の状況	1
（3）市土利用をめぐる基本的条件の変化	1
ア 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来	
イ 安全で安心な市土への要請の高まり	
ウ 低経済成長と産業構造の転換	
エ 地球環境問題の顕在化	
オ 豊かな自然環境や良好な景観への意識の高まり	
カ 国際化の進展と地域間競争の激化	
キ 財政状況の悪化と地方分権型社会への移行	
（4）市土利用の諸課題	3
ア 都市地域	
イ 農山漁村地域	
ウ 自然維持地域	
2 市土の基本理念	4
3 市土利用の基本方向	4
（1）土地需要の量的調整	4
（2）市土利用の質的向上	4
ア 安全で安心できる土地利用	
イ 環境への配慮と自然環境をいかした土地利用	
ウ 適切で有効な土地利用	
エ 自ら守り育む土地利用	
4 類型別の市土利用の基本方向	5
（1）都市地域	5
（2）農山漁村地域	5
（3）自然維持地域	6
5 利用区分別の市土利用の基本方向	6
（1）農用地	6
（2）森林	6
（3）原野	6
（4）水面・河川・水路	6
（5）道路	7
（6）宅地	7
（7）その他	7

第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの目標	8
1 市土の利用目的に応じた区分ごとの目標	8
（1）目標年次	8
（2）目標年次における人口及び世帯数	8
（3）土地利用区分	8
（4）利用区分ごとの目標	8
第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	9
1 公共の福祉の優先	9
2 国土利用計画法等の適切な運用	9
3 地域整備施策の推進	9
4 市土の保全と安全性の確保	9
5 環境の保全と美しい市土の形成	9
6 土地の有効利用の促進	10
（1）農用地	10
（2）森林	10
（3）水面・河川・水路	10
（4）道路	10
（5）宅地	10
（6）その他	11
7 土地利用転換の適正化	11
（1）農用地	11
（2）森林	11
（3）大規模な土地利用の転換	11
（4）混在化する土地利用の適正化	11

前 文

国土利用計画（糸魚川市計画）（以下「本計画」という。）は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、本市が有する地域特性を踏まえながら、長期にわたって安定し、かつ、調和のとれた土地利用を確保することを目的として、本市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関する基本的な事項について定めたものです。

また、本計画の策定に当たっては、国土利用計画（全国計画）第四次（以下「全国計画」という。）及び国土利用計画（新潟県計画）第四次（以下「新潟県計画」という。）を基本とし、かつ、糸魚川市総合計画基本構想との整合性を図り、策定しています。

なお、本計画は、策定後の社会経済情勢の変化などにより、現状と大きな隔たりが生じたときには、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第 1 市土の利用に関する基本構想

1 本市の概要

(1) 市土の概要

新潟県の最西端に位置する本市は、長野県、富山県と接しており、746.24km²と広大な面積を有しています。約 45 kmにも及ぶ海岸線、そして、南は焼山、雨飾山等の頸城連峰や朝日岳、小蓮華山等の北アルプス連峰が連なり、谷々には、能生川、早川、海川、姫川、田海川、青海川及びその支流が流れ、その流域や河口部に集落や市街地が形成されています。

また、森林資源、ヒスイ及び石灰石等の鉱物資源並びに水資源等の地域資源が豊富で、糸魚川―静岡構造線は日本列島形成にかかわる世界的な学術資源となっており、これら優れた地質資源等が平成 21 年 8 月、糸魚川ジオパークとして、日本で初めてユネスコが支援する世界ジオパークに認定されています。

交通体系については、J R 北陸本線、北陸自動車道及び国道 8 号が東西に走り、J R 大糸線及び国道 148 号がそれぞれ T 字形に接続しています。

また、平成 26 年度末開業予定の北陸新幹線、市道中央大通り線、国道 8 号糸魚川東バイパス及び一部調査区間に指定された地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備によって、交通ネットワークが更に充実し、地域の社会経済等に大きな変化をもたらすとともに、市土の発展が期待されています。

(2) 市土利用の状況

土地利用の状況（平成 21 年 10 月 1 日現在）は、森林が 86.6%と大部分を占め、次いで農用地 3.6%、水面・河川・水路 2.2%の順で、宅地は 1.5%となっています。

近年の土地利用の動向は、農用地、森林等が減少する一方、宅地や道路が増加し、地価については、景気の悪化に加え、地域経済の低迷や人口減少等を背景として、土地需要の低下が続き、下落傾向となっています。

(3) 市土利用をめぐる基本的条件の変化

ア 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

平成 17 年国勢調査による本市の年少人口（0 歳～14 歳）の割合は、12.4%となっており、全国平均 13.7%、県平均 13.6%と比較して少子化が更に進んでいます。一方、老年人口（65 歳以上）の割合は、30.9%となっており、全国平均 20.1%、県平均 23.9%を大きく上回っています。

また、平成 22 年国勢調査の速報値による本市の人口は 47,698 人で、平成 17 年国勢調査と比較して 4.3%減少し、今後も出生率の低下や若年層の流出等により減少傾向は続くものと予想されます。世帯数についても、糸魚川地域で微増となっているものの、今後の人口減少傾向に伴い、減少するものと予想されます。

イ 安全で安心な市土への要請の高まり

本市は、約 45 kmにも及ぶ海岸線を有するとともに、一級河川姫川を縫うように

糸魚川－静岡構造線が走り、脆弱な地質と急峻な地形を抱えています。

また、多くの中小河川が急流となって日本海に注ぎ、近年の集中豪雨や冬期の降雪もあることから、河川の増水、土石流、地すべり、雪崩等の自然災害が発生しやすい状況となっており、過去にも玉ノ木地区の土砂崩れ災害、柵口地区の雪崩災害、姫川流域の大水害等が発生しています。

農山漁村地域においては、農用地や森林等の市土資源の管理水準の低下、高齢化及び過疎化の進展による地域コミュニティ組織の弱体化等も懸念されており、市土の安全に対する要請が高まっています。

ウ 低経済成長と産業構造の転換

平成 20 年秋の世界同時不況により「実感なき戦後最長の好景気」から「百年に一度の経済危機」に一変した日本経済は、改善傾向の動きがあるものの、完全失業率が高い水準にあるなど、依然として厳しい状況が続いています。今後は、急激な円高やデフレ、また、世界経済の減速、さらに、東日本大震災による影響など、景気の行方が不透明であり、先行きへの懸念が広がっています。

一方、産業及び雇用の構造については、近年、第三次産業の割合が増加傾向となっており、今後、急速に進行する少子高齢化や高度情報化への対策、地球環境や新エネルギーへの技術開発、地域固有の課題やニーズに対応できる地域密着型のサービス等、新たな産業や雇用の創出が望まれています。

エ 地球環境問題の顕在化

資源消費型の社会経済システムが続き、温室効果ガスによる地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊等、地球規模での環境悪化が問題となっています。

本市においても、人の活動による生態系への影響、身近な自然環境の悪化、農地及び山林の荒廃、廃棄物の発生量増加及び不適正処理など、様々な課題を抱えており、良好な生活環境の維持に向け、市民一人ひとりが地球環境への負荷の軽減に取り組んでいく必要があります。

オ 豊かな自然環境や良好な景観への意識の高まり

本市は、多様な地質資源と変化に富んだ自然に恵まれ、また、ヒスイに代表される固有の歴史文化が育まれ、これらをまちづくりにいかしてきました。こうした地域資源の保全及び活用が評価され、本市は世界ジオパークに認定されましたが、ジオパーク事業の取組により自然との触れ合いの場が創出され、自然環境の保全及び活用への新たな第一歩が始まっています。

カ 国際化の進展と地域間競争の激化

様々な交通網の発展及び高速化、並びに情報通信手段のめざましい発展により、日常生活における「人・もの・情報」の動きが全国的、国際的に展開される状況となっています。

魅力ある地域づくりや産業経済活動は、近隣地域はもとより、遠く離れた地域

や諸外国との競争も伴うことから、限られた資源を有効に活用することが求められています。

キ 財政状況の悪化と地方分権型社会への移行

地方分権が推進されている中、地方自治体に「自己決定」「自己責任」が求められています。学校耐震化や新幹線工事等の大型公共事業を抱え、財政力の弱い本市では、財政規律の強化を積極的に進めるとともに、創意工夫して個性豊かな魅力ある地域づくりを進めるため、将来にわたって持続可能な自主自立のまちづくりを推進しなければなりません。

(4) 市土地利用の諸課題

ア 都市地域

本市は、海岸沿いの3地域にそれぞれ独立した市街地が形成されていますが、河川及び山地に分断され連担性に欠ける状況となっています。

都市地域においては、都市計画を定め、都市基盤整備や土地利用の規制誘導を進めてきましたが、今後は、機能的な土地利用及び住居、商業、工業等の用途を適切に配分することにより、良好な都市環境の形成に努めるとともに、適切な開発指導により、適正な土地利用を図る必要があります。

イ 農山漁村地域

農産物の価格低迷や産地間競争の激化など、農業をめぐる情勢の変化、全国平均を上回る農業就業者の高齢化及び担い手不足を背景に耕作放棄地が増加するとともに、木材価格の低迷による森林所有者の林業経営意欲の減退などから、手入れの行き届かない森林が増加し、農山村の有する多面的機能の低下が懸念されています。特に、中山間地域の集落においては、過疎化、高齢化の進展に伴う地域コミュニティの弱体化など、集落機能の低下が顕著なことから、森林、農地、農業用水路等の適切な保全管理が困難な状況となっています。

また、穀物価格の高騰や外国産食品の安全性が懸念されるなど、安全で安心な農産物の供給力を高めていくことが求められています。

漁業においては、近年の漁業資源の減少、魚価の低迷、担い手不足及び急激な原油価格の高騰などが経営を圧迫していることから、効率的な漁業体制の確立と安全で安心な水産物の提供が課題となっています。

ウ 自然維持地域

本市は、市土の8割以上を森林が占め、2つの国立公園と3つの県立自然公園を有するなど、豊かな自然に恵まれています。近年、野生鳥獣の生息環境の変化等により、ツキノワグマやイノシシ等による農作物への被害発生など、人と野生鳥獣とのあつれきが生じています。

森林は、林業生産の場であるとともに、水源かん養や国土保全等の重要な公益的機能を果たしており、恵まれた自然資源や自然環境との調和のある土地利用が

望まれています。

2 市土の基本理念

市土は、市民にとって現在及び将来における限られた資源であるとともに、生活及び生産活動の共通の基盤であり、その利用のあり方は、地域の発展や市民の生活に深い関わりをもっています。

したがって、市土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の社会的、経済的及び文化的な条件に配慮するとともに、安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と市土の持続可能な均衡ある発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的に行うものとします。

3 市土利用の基本方向

本計画の実現に向け、限られた市土資源の有効活用を図りつつ、土地利用の量的調整及び質的向上に向け、各種施策を総合的に推進します。

また、市土における土地利用の基本的な考え方についての合意形成を図り、持続可能な市土の管理を行うため、地域の主体的な取組を促進します。

(1) 土地需要の量的調整

土地需要は、人口減少等が進展する中で鈍化するものの、都市基盤施設の整備などにより、都市的土地利用への転換は、ある程度行われるものと予測しています。

今後は、土地の高度利用や低未利用地の有効活用を促進しつつ、道路、緑地等のオープンスペースの確保に努めるとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図ります。

一方、農用地や森林を含む自然的土地利用については、環境保全及び自然の果たす循環システムの重要性に配慮しつつ、農林業の生産活動及び自然とのふれあい並びにゆとりある生活を実現する場として、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図ります。

なお、森林、農用地、宅地などの相互の土地利用の転換は、土地利用の不可逆性や生態系をはじめとする自然の様々な循環系に与える影響を総合的に捉え、慎重な配慮の下で計画的に行います。

(2) 市土利用の質的向上

ア 安全で安心できる土地利用

地震、火山噴火、津波、豪雪、集中豪雨等の自然災害から生命や財産を守るため、水系の総合的管理、農地及び森林の保全と管理、防災拠点の整備並びにオープンスペースの確保等に取り組むとともに、防災ハザードマップなどによる危険箇所に関する情報提供や適正な土地利用を図り、土地の安全性を高めていきます。

イ 環境への配慮と自然環境をいかした土地利用

農地及び森林の適正な保全と管理に努め、循環及び共生に配慮した持続可能な

土地利用を図るなど、環境への負荷が少ない土地利用を基本とします。

また、恵まれた自然環境や人の営みによって形成される地域固有の風土をいかし、地域に愛着が持て、やすらぎと潤いのある生活環境の形成を図ります。

ウ 適切で有効な土地利用

農地及び森林の果たす役割の重要性を認識し、適正な保全と活用に努め、低未利用地の活用促進と土地利用の高度化を促進するとともに、都市機能については、計画的な配置と誘導に努めます。

エ 自ら守り育む土地利用

国土利用計画法に掲げる「公共の福祉の優先」「健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展」などの土地に関する基本理念に基づき、地域の魅力や資源は、自ら守り育む市民活動への支援及び育成に努めるとともに、市民、NPO、企業等の多様な主体が連携した土地利用及び維持管理に努めます。

4 類型別の市土地利用の基本方向

高齢化及び人口減少が進展する中、本市では「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現に向けて、それぞれの地域特性に配慮しながら、計画的な土地利用を図ります。

(1) 都市地域

都市地域においては、土地利用の高度化及び低未利用地の有効利用を図り、安全で安心できる快適な住環境の整備と持続可能で機能的な市街地の形成に努めます。

また、都市的諸施設の整備に当たっては、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用並びに公共交通の効率化と利便性の向上を図り、都市地域と農山漁村地域との交流及び連携を促進しながら、地域別の役割に配慮した土地利用に努めます。

新たな土地需要に対しては、土地利用転換の不可逆性と自然環境などへの影響から、既存の低未利用地の活用を優先させることを基本とします。

(2) 農山漁村地域

農山漁村地域は食料の生産や生活の場であるとともに、市土の保全、景観形成、市民への潤いとやすらぎの提供等、様々な役割を果たしていることから、多様なニーズに対応した農林水産業の展開や地域資源をいかしたビジネス化により、健全な地域社会の構築を図ります。

また、農業生産基盤の整備と計画的な森林整備を推進し、経営の安定化及び担い手の育成に努め、あわせて、安全で安心な地元食材の提供、地産地消及び食のブランド化を図ります。

さらに、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム及びジオツーリズムなどの取組と連携し、都市との交流を促進します。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、地域の特性に応じた良好な生産基盤及び生活空間として、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に配慮した計画的かつ適正な土地利用を図ります。

(3) 自然維持地域

本市は、2つの国立公園と3つの県立自然公園をはじめ、ユネスコが支援する世界ジオパークに日本で初めて認定されるなど、優れた自然風景地を有しています。自然環境の保全を旨として、動植物の生息及び生育空間の確保や生態系の維持に配慮し、適正な保全に努めます。

森林については、水源かん養機能や保健休養機能等の多面的な機能をいかし、特に、里山を中心として近年求められている自然との触れ合いの場、やすらぎと憩いの場としての利活用を自然環境との調和、各種規制法との調整を図りながら進めます。

5 利用区分別の市土地利用の基本方向

(1) 農用地

農用地は、先祖から受け継いだ重要な地域の資源であるとともに、「食」を支える大切な生産基盤です。効率的利用及び生産性向上に向け、農地の集約化及び大規模化並びに農業生産力の強化に向けて必要となる農用地の確保と整備を図ります。

さらに、生産基盤としての機能だけでなく、良好な自然環境の保全、洪水の調節及び固有の地域景観の形成等の多面的な機能が十分に発揮されるよう努めます。

(2) 森林

森林は、木材生産等の経済的機能のみならず、市土の保全、保健休養、防災、水源かん養及び固有の地域景観の形成等の公益的機能を有しています。そのため、これらの機能が十分に発揮できるよう、森林の保全と整備を推進するとともに、自然との触れ合いの場及び学習の場として多面的な活用を図ります。

また、市街地及び周辺における森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地として保全及び整備に努め、市民生活に潤いを与える良好な景観形成を図ります。

(3) 原野

動植物の生息及び生育地等、貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、その他については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮し、適正な土地利用を図ります。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路は、防災上の重要な役割を果たしており、市民の生命や財産を守るため、河川改修や砂防施設等の整備を推進します。

また、水辺空間は市民生活に潤いを与えるとともに、生態系保全の観点からも貴

重であり、その保全及び周辺環境に配慮した活用を図ります。

(5) 道路

道路は、市民生活及び地域経済活動に欠くことができない社会資本であり、体系的な道路網の形成のために必要な用地の確保を図るとともに、道路の安全性や快適性の向上、克雪対策及び環境景観保全に配慮し、既存道路網も含めた計画的な整備を推進します。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上や農地及び森林の適正な管理が行える環境を整えるため、自然環境に配慮した整備を推進します。

(6) 宅地

住宅地については、人口及び世帯数の推移並びに都市化の動向に対応しつつ、克雪対策に配慮した望ましい居住水準と良好な居住環境を目標として、歩道等の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な宅地の確保を図ります。

また、都市地域においては、土地利用の高度化及び低未利用地の有効利用を進め、道路の整備等、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図ります。

工業用地については、就業機会の創出、市民所得の向上、産業振興を図るため、環境の保全及び農林業との調和に配慮した適正な企業立地を促進し、必要な用地の確保を図ります。

事務所・店舗用地等のその他の宅地については、商業の活性化及び良好な環境形成に配慮しつつ、土地利用の高度化を図ります。

(7) その他

公用・公共用施設用地については、多様な市民ニーズを踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図るとともに、災害時の活用も考慮した施設整備を推進します。

公園及びレクリエーション用地については、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、適正な維持管理及び有効利用を進めます。

第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの目標

1 市土の利用目的に応じた区分ごとの目標

(1) 目標年次

本計画の目標年次は平成29年とし、基準年次は平成21年とします。

(2) 目標年次における人口及び世帯数

目標年次の人口及び世帯数は、平成18年に策定した「糸魚川市総合計画」の人口推計を基に、人口43,500人、世帯数16,950世帯とします。

(3) 土地利用区分

土地の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とします。

(4) 利用区分ごとの目標

土地の利用区分ごとの目標については、利用区分別の現況及び土地利用転換のすう勢に基づき、目標年次における人口、世帯数、各種事業等の進捗状況を考慮し、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態と調整して定めています。

土地の利用区分ごとの目標は、次表のとおりですが、数値については、今後の経済情勢の不確定さ等を考慮し、弾力的に運用されるべき性格のものとします。

◆土地利用目的に応じた区分ごとの目標

(単位:ha・%)

区 分	平成21年	平成29年	増減率	構成比	
				平成21年	平成29年
農 用 地	2,720	2,647	△2.68	3.64	3.55
農 地	2,720	2,647	△2.68	3.64	3.55
採草放牧地	0	0	—	0.00	0.00
森 林	64,611	64,594	△0.03	86.58	86.56
原 野	343	343	0.00	0.46	0.46
水面・河川・水路	1,671	1,669	△0.12	2.24	2.24
道 路	1,280	1,298	1.41	1.72	1.74
宅 地	1,133	1,146	1.15	1.52	1.53
住 宅 地	574	582	1.39	0.77	0.78
工 業 用 地	178	179	0.56	0.24	0.24
その他の宅地	381	385	1.05	0.51	0.52
そ の 他	2,866	2,927	2.13	3.84	3.92
合 計	74,624	74,624	—	100.00	100.00
市 街 地	600	600	0.00	0.80	0.80

※ 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区とします。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりとします。

1 公共の福祉の優先

市土は、国土利用計画法の基本理念にも示されているとおり、公共の福祉を優先させ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じた各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的対策により、適正な土地利用を図ります。

2 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法、都市計画法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律、自然公園法、自然環境保全法等の土地利用関係法の適切な運用を図るとともに、全国計画、新潟県計画及び本計画を基本として、土地利用の総合的かつ計画的な調整を推進し、国土利用計画法に基づく土地売買の届出による情報収集と適正な土地利用の確保並びに地価の安定を図ります。

3 地域整備施策の推進

地域の振興を基本として、市土の均衡ある発展を図るため、地域住民の主体的な参画及び合意形成を図りながら、地域が有する自然的、社会的、経済的及び文化的特性を考慮するとともに、地域相互の連携と協調を図りながら、地域整備に関する諸施策を推進します。

4 市土の保全と安全性の確保

地震や火山噴火、津波、豪雨等の災害時の市民の安全を確保するため、防災ハザードマップなどによる防災情報の提供、公園及び学校等の防災施設の充実並びにライフラインの機能強化等を図り、災害危険区域の明確化による市民の避難体制を整備します。

農用地及び森林の持つ防災機能や水源かん養機能などの多面的な機能を確保するため、耕作放棄地の発生防止や間伐等による森林整備を促進するとともに、地滑り、土石流、急傾斜地の崩壊、雪崩、洪水及び海岸侵食等を防止するため、保全施設の整備を推進します。

5 環境の保全と美しい市土の形成

潤いとやすらぎのある市土を形成するため、施設整備に当たっては、可能な限りまとまりのある緑地の確保、親水空間の形成及び保全に配慮します。

また、農用地及び森林等は、緑地空間としての役割が果たせるよう保全に努めます。

さらに、農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域及び都市計画法の用途地域の適正な設定に努め、大規模開発行為については、環境保全に配慮した取組を進めます。

公共空間の快適性を確保するため、道路や公共施設等の整備に当たっては、周辺環境に配慮するとともに、地域特性を踏まえ、美しく良好なまちなみや里山の美しい農

村景観の維持形成を図ります。

6 土地の有効利用の促進

(1) 農用地

農業経営の安定化を図るため、土地改良等の農業基盤整備による生産性の高い優良農地の確保を図るとともに、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の集積を図ります。

また、低未利用の農用地については、周辺の土地利用状況を踏まえた有効利用を促進し、効率的な土地利用と生産性の向上を図ります。

さらに、市街地の農用地については、市街化の進捗状況等との調整を図りながら、有効かつ適正な土地利用を図ります。

(2) 森林

森林は、木材生産などの経済的機能だけではなく、自然環境の保全や水源かん養等の公益的機能を有しており、森林資源の整備及び計画的な保育を推進します。

また、近年、森林の持つ癒しの効果が注目されていることから、これら森林の持つ特性をいかし、中山間地域の里山などは、自然とのふれあいの場及び観光レクリエーションの場として有効利用に努めます。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の生息環境としての機能発揮のために必要な水量及び水質の確保ができるよう整備を進め、水と人とのふれあいができる地域景観と一体となった水辺空間の形成を図ります。

(4) 道路

道路は、地域づくりの骨格となるものであり、市民の利便性の向上と安全性の確保に向け、計画的に整備するとともに、道路の緑化など、良好な道路景観の形成を図ります。

(5) 宅地

住宅地は、良好な住宅環境の形成に向けて、適正な用途地域の見直しを行うとともに、生活基盤及び生活環境を整備し、住みやすい住環境の向上及び美しいまちなみ整備を進めながら、良好な景観づくりに努めます。

工業用地は、社会経済情勢及び工場立地の動向を踏まえながら、周辺環境との調和及び公害防止に十分配慮し、産業構造の変化やニーズに併せて適切な誘導を図ります。

事務所・店舗用地等のその他の宅地は、既存商店街の低未利用地への誘導を図るとともに、事業者が立地しやすい環境を整え、土地の有効利用を図ります。

（６）その他

文教施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設用地については、各地域の人口動態及び市民ニーズの把握に努め、市民生活上の重要性と環境保全に配慮し、計画的な整備を推進します。

７ 土地利用転換の適正化

土地利用の転換を図る場合は、土地利用の不可逆性及び周辺への影響の大きさに十分配慮し、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況、その他の自然的・社会的諸条件を勘案して適正に取り組みます。

（１）農用地

農用地の利用転換に当たっては、食料生産の確保、生産性の向上、農業経営の安定及び地域農業や景観などに及ぼす影響に配慮し、優良農地の保全を基本として無秩序な転換を抑制し、生産性の高い優良な農用地の確保に努めます。

（２）森林

森林の利用転換に当たっては、木材生産や安定した林業経営を考慮するとともに、水源かん養機能、市土の保全及び防災など、森林の持つ公益的機能の確保、自然環境及び景観の保全に配慮し、周辺の土地利用との調整を図ります。

（３）大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換に当たっては、その影響が広範囲に及ぶことから、周辺地域を含め十分な調査を行い、市土の保全と安全性の確保、環境や景観の保全等に配慮し、適正な土地利用を図ります。

（４）混在化する土地利用の適正化

農用地や宅地等が混在する地域では、土地利用の混在による弊害を防止するため、無秩序な開発を抑制し、農用地や宅地等との相互の土地利用の調整を図ります。

說 明 資 料

目 次

1	計画策定の経緯	1
2	市土の利用区分の定義とその把握方法	2
3	計画の前提となる主要指標	8
	（1）年齢3階層区分別人口及び世帯数の推移	8
	（2）産業別就業人口の推移	9
4	土地利用目的に応じた区分ごとの推移と目標	10
5	利用区分面積と関係指標の推移と目標	11
	（1）農用地面積と関係指標の推移と目標	11
	（2）森林面積と関係指標の推移と目標	11
	（3）水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標	12
	（4）道路面積と関係指標の推移と目標	12
	（5）宅地面積と関係指標の推移と目標	13
6	土地利用転換マトリックス	14
7	市民の意向調査	15
	（1）市民アンケート調査の概要	15
	（2）市民アンケート調査の内容及び結果	17
8	国土利用計画（糸魚川市計画）審議会関係資料	25
	・糸魚川市総合計画審議会条例	
	・糸魚川市総合計画後期基本計画等について（諮問）	
	・国土利用計画（糸魚川市計画）について（答申）	
	・糸魚川市総合計画審議会委員名簿	

1 計画策定の経緯

年 月 日	経 過 等
平成 22 年 5 月 28 日	第 1 回総合計画策定庁内委員会（以下「庁内委員会」という。）
平成 22 年 8 月 4 日	第 1 回総合計画審議会（以下「審議会」という。） 国土利用計画(糸魚川市計画)諮問
平成 22 年 8 月 19 日 ～平成 22 年 9 月 18 日	市民アンケートの実施
平成 23 年 5 月 18 日	第 5 回庁内委員会
平成 23 年 5 月 20 日	第 6 回審議会
平成 23 年 6 月 6 日	第 7 回審議会
平成 23 年 6 月 14 日	国土利用計画(糸魚川市計画)答申 新潟県との協議（用地・土地利用課、糸魚川地域振興局ほか）
平成 23 年 7 月 1 日 ～平成 23 年 8 月 1 日	パブリックコメントの実施
平成 23 年 7 月 1 日	糸魚川地域審議会
平成 23 年 7 月 4 日	能生地域審議会
平成 23 年 7 月 5 日	青海地域審議会
平成 23 年 7 月 7 日	議員派遣による議員協議会
平成 23 年 7 月 27 日	市議会総務文教常任委員会
平成 23 年 9 月 21 日	平成 23 年 9 月市議会定例会にて議決
平成 23 年 10 月 27 日	新潟県国土利用計画審議会

2 市土の利用区分の定義とその把握方法

利用区分	定 義
1 農用地 (1) 農地 (2) 採草放牧地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計である。 耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。 農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。
2 森林	国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。 (1) 国有林 ア 林野庁所管国有林 国有林野法第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。 イ 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。 ウ その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。 (2) 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって同法同条第3項に定める民有林。
3 原野	「世界農林業センサス林業地域調査報告書」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」又は国有林に係る部分を除いた面積である。
4 水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計である。 (1) 水面 湖沼（天然湖沼及び人口湖）並びにため池の満水時の水面である。

把 握 方 法
「新潟県農林水産統計年報」の「田」及び「畑」の合計である。 「世界農林業センサス林業地域調査報告書」の「採草放牧に利用されている面積」のうち「森林以外の草生地（野草地）」である。
「国有林野事業統計書」（林野庁）の「機能類型別、林種別面積」の総数から「国有林野貸付使用地の放牧採草地面積」及び「国有林林道面積（併用林道を除く）」を除いたものである。 「国有林野事業統計書」（林野庁）の「官行造林地の林種別面積、林種、成長量」の林地及び除地（林地以外）の合計面積である。なお、計画外地は除く。 「世界農林業センサス林業地域調査報告書」による。 地域森林計画対象及び同計画対象外の民有林面積の合計である。
原野面積は、以下の算式による。 原野面積＝A－B－C＋D A：森林以外の草生地（世界農林業センサス林業地域調査報告書） B：林野庁所管の森林以外の草生地（世界農林業センサス林業地域調査報告書） C：採草放牧地 D：国有林野貸付使用地の放牧採草地 ※糸魚川市において、B、C、Dは該当するものはない。
以下に掲げるア、イ、ウの面積の合計である。 ア 天然湖沼（面積 10ha 以上のものをいう） イ 人口湖（堤高 15m 以上のダムをいう） ウ ため池（堤高 15m 未満の農業用水池をいう） ※糸魚川市において、ア、イは該当するものはない。

利用区分	定 義
	(2) 河川 河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域である。 (3) 水路 農業用排水路である。
5 道路	一般道路、農道及び林道の合計である。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面からなる。 (1) 一般道路 道路法第2条第1項に定める道路である。 (2) 農道 ほ場内農道及びほ場外農道である。 (3) 林道 国有林林道及び民有林林道である。

把握方法

流路延長に必要な区間ごとに把握した平均幅員を乗じて算出する。

水路面積は、以下の算式による。

$$\begin{aligned}\text{水路面積} = & (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の水路率}) \\ & + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の水路率})\end{aligned}$$

※「整備済水田」とは区画が 20a 以上の水田とする。

高速自動車国道の面積は、日本道路公団調べによる。

一般国道 8 号は、糸魚川国道維持出張所調べによる。

一般国道 148 号及び県道は、新潟県道路現況調書による。

市道は、糸魚川市道路台帳による。

農道面積は、以下の算式による。

$$\text{農道面積} = \{ \text{水田地域における農道面積 (A)} \} + \{ \text{畑地域における農道面積 (B)} \}$$

$$\begin{aligned}A = & (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の農道率}) \\ & + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の農道率})\end{aligned}$$

$$B = (\text{整備済畑面積} \times \text{整備済畑の農道率}) + (\text{未整備畑面積} \times \text{未整備畑の農道率})$$

$$\text{林道面積} = \text{林道面積} \times \text{幅員 (8 m)}$$

※林道規定 (48 林野道第 107 号林野庁長官通達) 第 4 条にいう幅員 3 m 以上の自動車道を対象とする。

利用区分	定 義
6 宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。
(1) 住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。
(2) 工業用地	「工業統計表（用地・用水編）」にいう「事業所敷地面積」を従業員 10 人以上の事業所敷地面積に補正したもの。
(3) その他の宅地	(1)、(2) の区分のいずれにも該当しない宅地。
7 その他	市土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」、及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。
8 市街地	国勢調査による「人口集中地区」である。

把握方法

「固定資産の価格等の概要調書」の宅地の評価総地積（村落地区においては、地籍調査進捗状況及び地籍調査実施前後の宅地面積変動率を用いて補正したもの）に非課税地積を加えたもの。

※地籍調査実施前後の宅地面積変動率は1.34を標準とする。

以下に掲げるア、イの合計である。

ア 「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積のうちの住宅用地の面積。村落地区については、地籍調査進捗状況、地籍調査実施前後の宅地面積変動率及び村落地区に占める住宅地割合を用い補正した面積を加える。

イ 県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地の面積。

以下に掲げるア、イの面積の合計である。

ア 従業員30人以上の事業所については、用地・用水編による敷地面積。

イ 従業員10人以上29人以下の事業所については、「用地・用水編」、「産業編」の次の算式により算出した面積の合計。

$$(\text{従業員30人以上の事業所の敷地面積}) \times (\text{従業員10人以上29人以下の事業所の製造品出荷額}) \div (\text{従業員30人以上の事業所の製造品出荷額})$$

「宅地」から（１）住宅地及び（２）工業用地を除く。

3 計画の前提となる主要指標

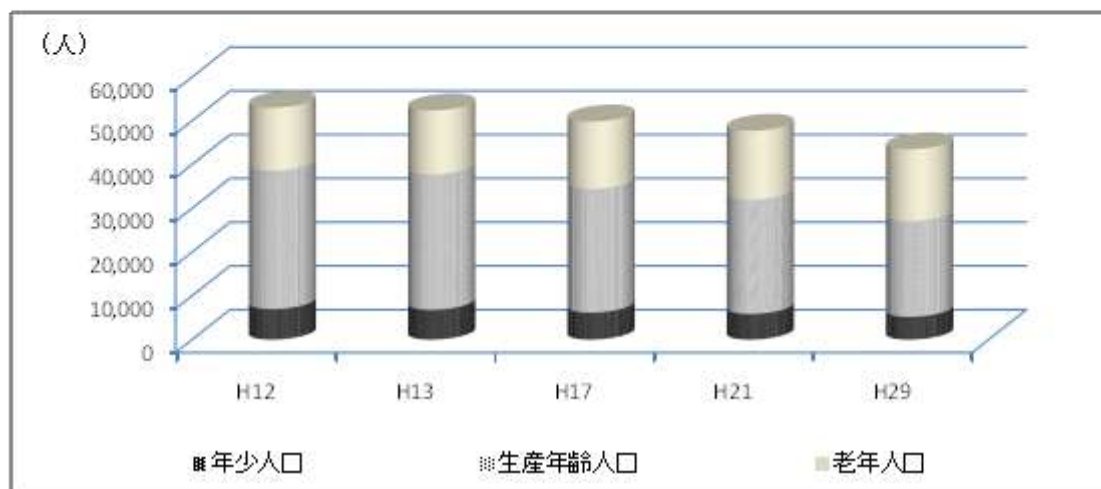
(1) 年齢3階層区分別人口及び世帯数の推移

次の理由により、平成18年度に策定した「糸魚川市総合計画」での目標人口及び世帯数を基本に、その後も同様の減少率で推移するものとして、推計しています。

①総合計画推計人口と平成22年国勢調査の速報値の比較では、糸魚川地域で新幹線工事に伴う一時的な増が見られるものの、その分を考慮するとほぼ総合計画推計値と相違していないこと。

②平成22年国勢調査結果は、速報値として人口と世帯の総数のみの発表であり、人口推計に必要な性別及び年齢区分別の数値が発表されていないこと。

項 目	平成12年	平成13年	平成17年	平成21年 (基準年次)	平成29年 (目標年次)
総 人 口	53,021	52,385	49,844	47,719	43,500
(人)	年少人口 0～14歳以下	6,983	6,823	6,181	5,853
	生産年齢人口 15～64歳以下	31,636	30,965	28,284	26,148
	老年人口 65歳以上	14,402	14,597	15,379	16,406
構 成 比 (%)	年少人口 0～14歳以下	13.2	13.0	12.4	12.3
	生産年齢人口 15～64歳以下	59.7	59.1	56.7	54.8
	老年人口 65歳以上	27.1	27.9	30.9	32.7
総世帯数(世帯)	17,692	17,635	17,408	17,252	16,950
1世帯当り人員(人)	3.00	2.97	2.86	2.77	2.57

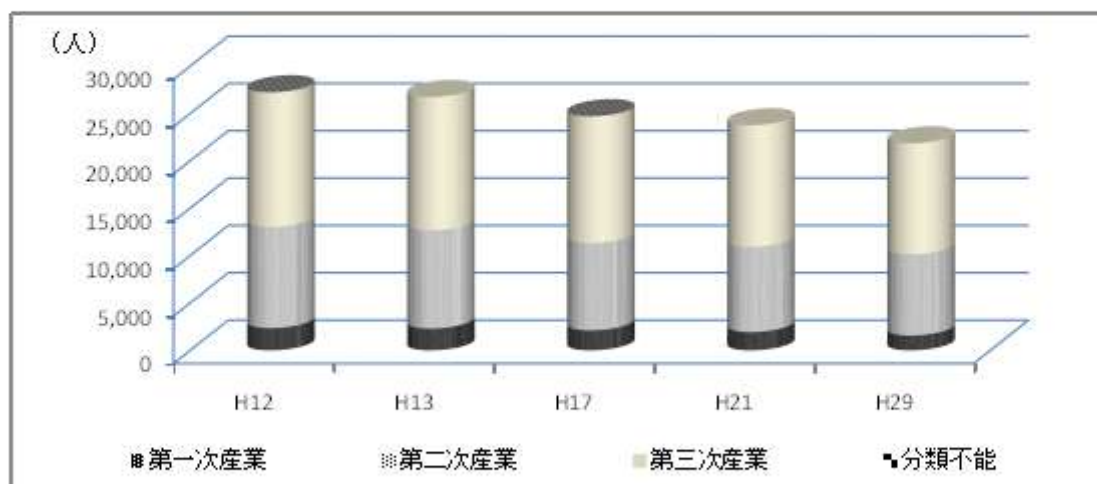


(2) 産業別就業人口の推移

平成22年国勢調査に基づく、産業別人口の発表がなく、推計に必要なデータが揃わないことから、平成18年度に策定した「糸魚川市総合計画」での産業別就業人口を基本に、その後も同様の減少率で推移するものとして、推計しています。

項 目	平成12年	平成13年	平成17年	平成21年 (基準年次)	平成29年 (目標年次)
就 業 人 口	27,251	26,751	24,718	23,773	21,860
(人)					
第一次産業	2,351	2,303	2,113	1,930	1,564
第二次産業	10,675	10,382	9,212	9,000	8,577
第三次産業	14,225	14,066	13,393	12,843	11,719
構 成 比 (%)					
第一次産業	8.6	8.6	8.5	8.1	7.2
第二次産業	39.2	38.8	37.3	37.9	39.2
第三次産業	52.2	52.6	54.2	54.0	53.6
就業率(%)	51.4	51.1	49.6	49.8	50.3

※H12年及びH17年データは、国勢調査データであり、分類不能人数は含んでいません（平成12年：6人、平成17年：11人）。



4 土地利用目的に応じた区分ごとの推移と目標

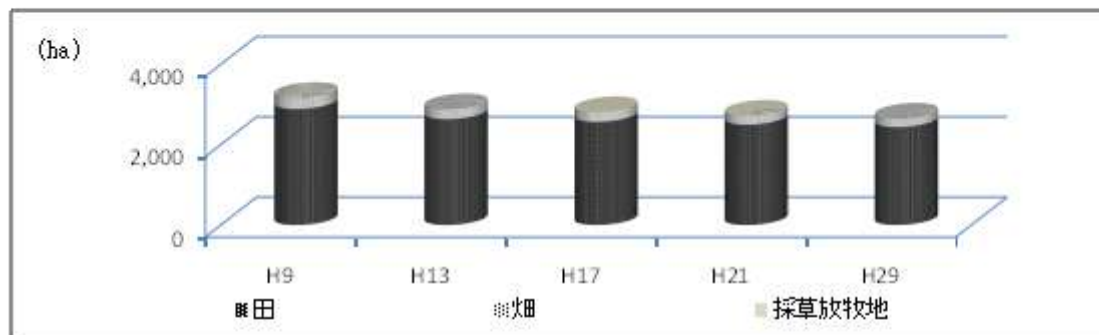
(単位：ha、%)

区 分	H9	H13	H17	H21 (基準年)	H29 (目標年次)	差 引 (ha)			増減率 (%)		
						H21-H13 (a)	H21-H17 (b)	H29-H21 (c)	(a)/H13	(b)/H17	(c)/H21
農 用 地	3,166	2,879	2,809	2,720	2,647	▲ 159.0	▲ 89.0	▲ 73.0	▲ 5.52	▲ 3.17	▲ 2.68
農 地	3,166	2,879	2,809	2,720	2,647	▲ 159.0	▲ 89.0	▲ 73.0	▲ 5.52	▲ 3.17	▲ 2.68
採草放牧地	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00
森 林	65,065	64,662	64,643	64,611	64,594	▲ 51.0	▲ 32.0	▲ 17.0	▲ 0.08	▲ 0.05	▲ 0.03
原 野	311	343	343	343	343	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00
水面・河川・水路	1,691	1,677	1,673	1,671	1,669	▲ 6.0	▲ 2.0	▲ 2.0	▲ 0.36	▲ 0.12	▲ 0.12
道 路	1,142	1,182	1,243	1,280	1,298	98.0	37.0	18.0	8.29	2.98	1.41
宅 地	1,049	1,082	1,108	1,133	1,146	51.0	25.0	13.0	4.71	2.26	1.15
住宅地	538	555	563	574	582	19.0	11.0	8.0	3.42	1.95	1.39
工業用地	177	177	167	178	179	1.0	11.0	1.0	0.56	6.59	0.56
その他の宅地	334	350	378	381	385	31.0	3.0	4.0	8.86	0.79	1.05
そ の 他	2,200	2,799	2,805	2,866	2,927	67.0	61.0	61.0	2.39	2.17	2.13
合 計	74,624	74,624	74,624	74,624	74,624	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00
市 街 地	580	606	600	600	600	▲ 6.0	0.0	0.0	▲ 0.99	0.00	0.00

5 利用区分面積と関係指標の推移と目標

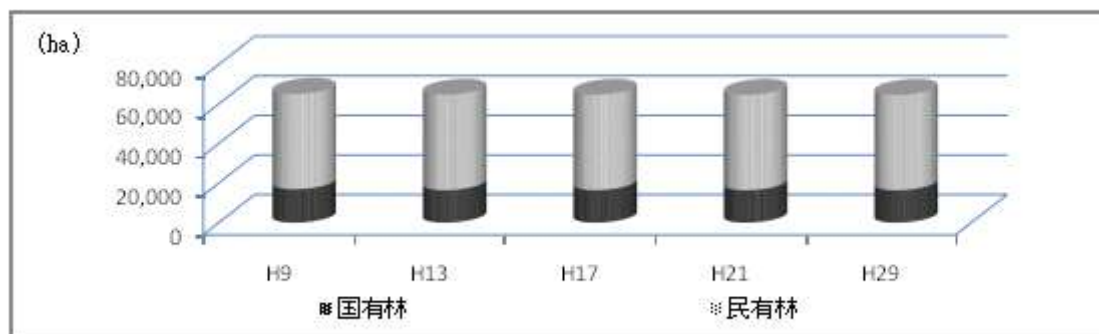
(1) 農用地面積と関係指標の推移と目標

項 目	平成9年	平成13年	平成17年	平成21年 (基準年次)	平成29年 (目標年次)
農 用 地	3,166	2,879	2,809	2,720	2,647
(ha)					
田	2,890	2,637	2,570	2,500	2,438
畑	276	242	239	220	209
採草放牧地	0	0	0	0	0
総人口(人)	54,077	52,385	49,844	47,719	43,500
人口1人当りの面積 (㎡)	585	550	564	570	609



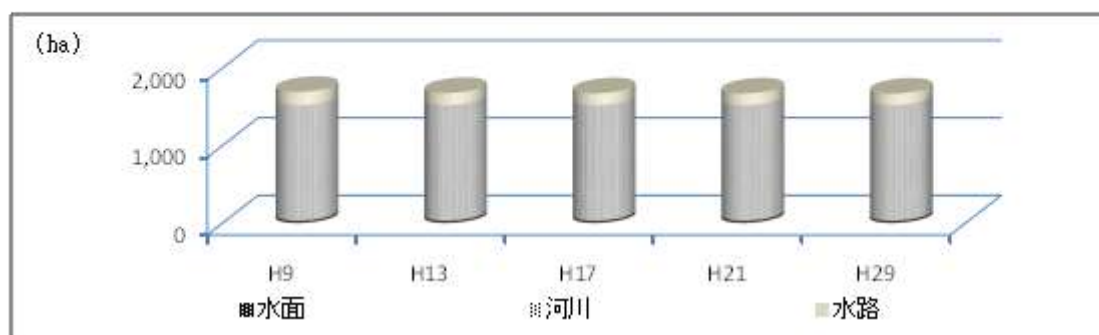
(2) 森林面積と関係指標の推移と目標

項 目	平成9年	平成13年	平成17年	平成21年 (基準年次)	平成29年 (目標年次)
森 林	65,065	64,662	64,643	64,611	64,594
(ha)					
国有林	16,918	16,430	16,430	16,404	16,402
民有林	48,147	48,232	48,213	48,207	48,192
人口1人当りの面積 (㎡)	12,032	12,344	12,969	13,540	14,849



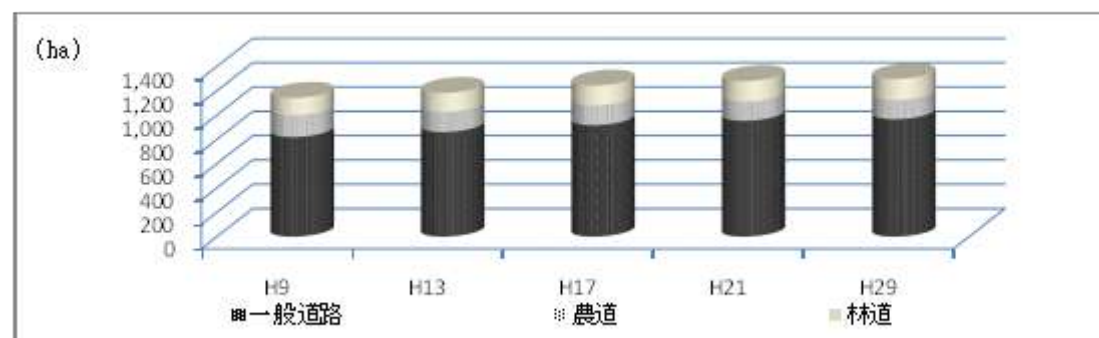
(3) 水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標

項 目	平成9年	平成13年	平成17年	平成21年 (基準年次)	平成29年 (目標年次)
水面・河川・水路	1,691	1,677	1,673	1,671	1,669
(ha)					
水面	30	30	30	31	31
河川	1,490	1,490	1,490	1,490	1,490
水路	171	157	153	150	148
人口1人当りの面積 (㎡)	313	320	336	350	384



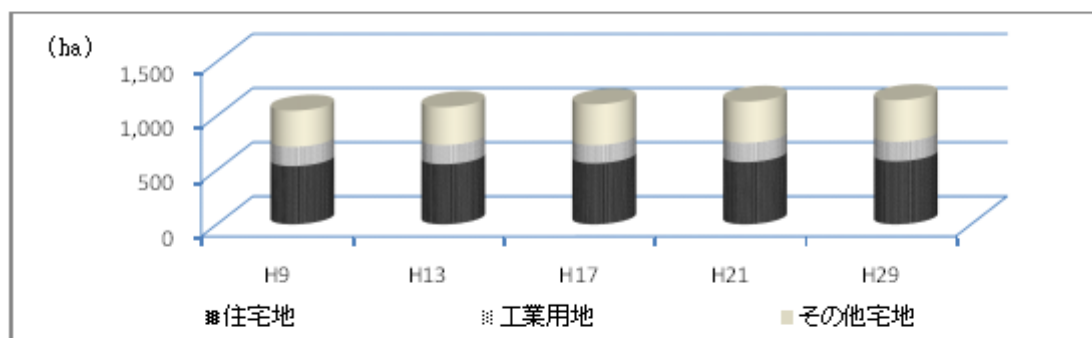
(4) 道路面積と関係指標の推移と目標

項 目	平成9年	平成13年	平成17年	平成21年 (基準年次)	平成29年 (目標年次)
道 路	1,142	1,182	1,243	1,280	1,298
(ha)					
一般道路	820	860	917	953	966
農道	179	166	163	159	158
林道	143	156	163	168	174
人口1人当りの面積 (㎡)	211	226	249	268	298



(5) 宅地面積と関係指標の推移と目標

項 目	平成9年	平成13年	平成17年	平成21年 (基準年次)	平成29年 (目標年次)
宅 地	1,049	1,082	1,108	1,133	1,146
(ha)					
住宅地	538	555	563	574	582
工業用地	177	177	167	178	179
その他宅地	334	350	378	381	385
1人当たり面積	194	207	222	237	263
(㎡)					
住宅地	99	106	113	120	134
工業用地	33	34	33	37	41
その他宅地	62	67	76	80	88



6 土地利用転換マトリックス

(単位:ha)

	平成21年 ①	平成21年から平成29年の間の転換先別面積内訳											行政区域 面積の増 減 ③	平成29年 ①+②+③
		農地	採 草 放牧地	森林	原野	水面・ 河川・ 水路	道路	住宅地	工業 用地	その他 の宅地	その他	合計 ②		
農 地	2,720		0.0	▲ 1.9	0.0	0.0	▲ 3.1	▲ 11.4	▲ 1.0	▲ 6.5	▲ 49.1	▲ 73.0		2,647.0
採草放牧地	0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
森 林	64,611	1.9	0.0		0.0	0.0	▲ 8.1	0.0	0.0	0.0	▲ 10.8	▲ 17.0		64,594.0
原 野	343	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		343.0
水面・河川・水路	1,671	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 2.0	▲ 2.0		1,669.0
道 路	1,280	3.1	0.0	8.1	0.0	0.0		5.4	0.0	0.0	1.4	18.0		1,298.0
住宅地	574	11.4	0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 5.4		0.0	0.0	2.0	8.0		582.0
工業用地	178	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	1.0		179.0
その他の宅地	381	6.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		▲ 2.5	4.0		385.0
その他	2,866	49.1	0.0	10.8	0.0	2.0	▲ 1.4	▲ 2.0	0.0	2.5		61.0		2,927.0
合 計	74,624	73.0	0.0	17.0	0.0	2.0	▲ 18.0	▲ 8.0	▲ 1.0	▲ 4.0	▲ 61.0	0.0	0.0	74,624.0

7 市民の意向調査

(1) 市民アンケート調査の概要

ア 調査の目的 この調査は、本市の目標とする将来の都市像「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現に向け、その具体的な施策を明らかにする総合計画後期基本計画をはじめ、地域づくりビジョン、国土利用計画（糸魚川市計画）の策定にあたり、行政施策や市民生活に対する意向を把握し、行政と市民が一体となったまちづくりを推進する上での参考資料とすることを目的に実施しました。

イ 調査の対象 糸魚川市在住の 15 歳以上の男女

ウ 抽出の方法 平成 22 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳から地域ごとに年齢階層別、男女別の抽出率が等しくなるよう無作為に抽出しました。
なお、地域ごとの抽出数は人口比で按分しました。

エ 調査者の数 3,000 人

オ 調査の方法 調査票の配付・回収とも郵送による自記式

カ 調査の期間 平成 22 年 8 月 19 日（木）～平成 22 年 9 月 18 日（土）

キ 回収の状況 有効回収数 46.1%（送付数 3,000 回収数 1,384）

ク 回答者の構成

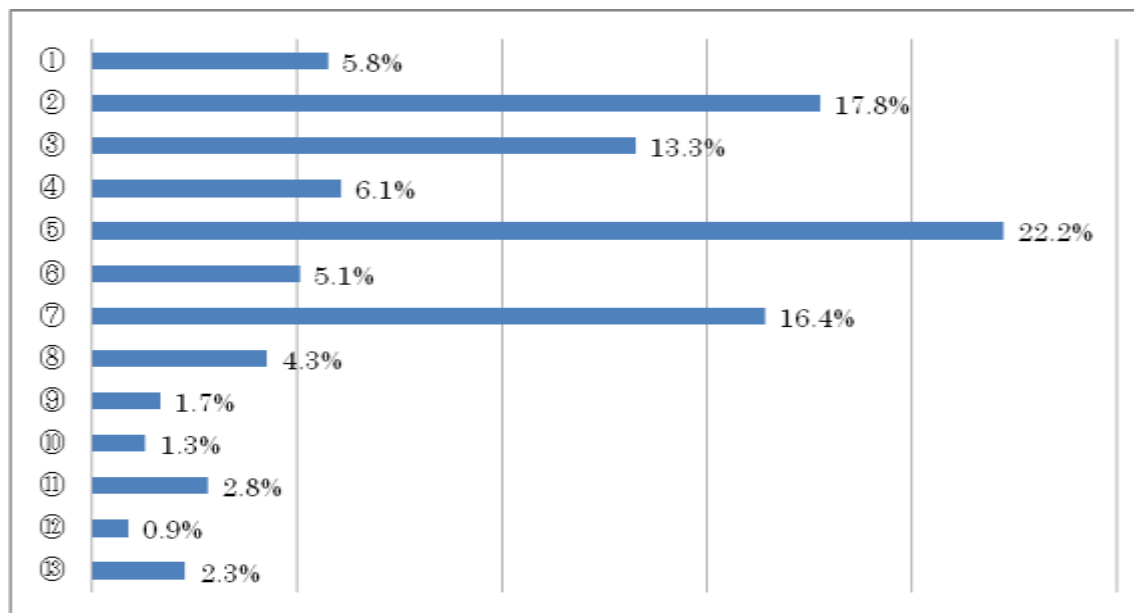
(ア) 性別	男性	428 人	(30.9%)
	女性	515 人	(37.2%)
	不明	441 人	(31.9%)

(イ) 年代別	15～29 歳	141 人	(10.2%)
	30 代	168 人	(12.1%)
	40 代	147 人	(10.6%)
	50 代	258 人	(18.6%)
	60 代	344 人	(24.9%)
	70 歳以上	288 人	(20.8%)
	不明	38 人	(2.7%)

(ウ)	職業別	第1次産業	87人	(6.3%)
		第2次産業	222人	(16.0%)
		第3次産業	358人	(25.9%)
		家事	185人	(13.4%)
		無職	314人	(22.7%)
		学生	59人	(4.3%)
		その他	91人	(6.6%)
		不明	68人	(4.9%)
(エ)	地域別	能生地域	246人	(17.8%)
		糸魚川地域	804人	(58.1%)
		青海地域	306人	(22.1%)
		不明	28人	(2.0%)
(オ)	出身地	糸魚川市	1,104人	(79.8%)
		県内外	227人	(16.4%)
		不明	53人	(3.8%)

（２）市民アンケート調査の内容及び結果

問 10 現在の土地利用において、特にどのような点が問題だと思いますか。次の中から、あなたの考え方に最も近いものを3つ選び番号に○をつけてください。



＜縦軸の項目＞

①豊かな自然環境、美しい景観、貴重な動植物や生態系が失われている ②農業が衰退し、農地の荒廃が進んでいる ③森林や里地・里山が荒廃している ④地震や火災、風水害などの被害を受ける可能性が高まっている ⑤市街地の商業などが衰退し、中心市街地の賑わいなくなっている ⑥道路、公園、下水道など都市基盤施設の整備が進んでいない ⑦商業施設が身近になく、買物が不便になっている ⑧まちなみの調和、美しさが失われている ⑨住宅地が不足している ⑩歴史的・文化的資源が失われている ⑪わからない ⑫その他 ⑬未回答

【全体結果】

⑤「市街地の商業などが衰退し、中心市街地の賑わいなくなっている」(22.2%)、②「農業が衰退し、農地の荒廃が進んでいる」(17.8%)、⑦「商業施設が身近になく、買物が不便になっている」(16.4%)が上位となっていますが、複数回答ということもあり、あまり大きな差はなく、意見が分かれる結果となっています。

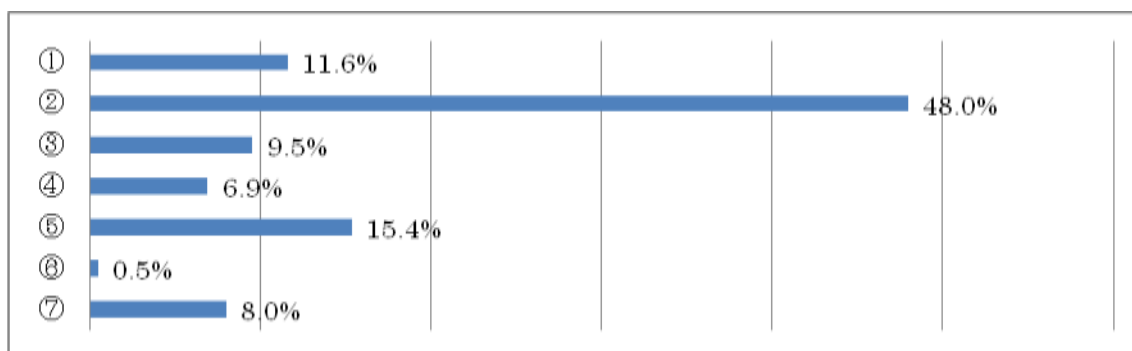
【その他】

性別では、明確な違いはありませんが、③「森林や里地・里山が荒廃している」の項目では、女性よりも男性の方が3%高く、反対に⑦「商業施設が身近になく、買物が不便になっている」は、女性の方が3.7%高い結果となっています。

年齢別でも、明確な違いはありませんが、40代以下の年代においては、②「農業が衰退し、農地の荒廃が進んでいる」より⑦「商業施設が身近になく、買物が不便になっている」への回答割合が高くなっています。③「森林や里地・里山が荒廃している」は、年代が高くなるほど、回答割合が高くなっています。

地域別では、②「農業が衰退し、農地の荒廃が進んでいる」では、能生地域は青海地域よりも 6.6% 高く、反対に⑦「商業施設が身近になく、買物が不便である」は、青海地域は能生地域よりも 7.5% 高くなっています。

問 11 これからの土地利用の規制のあり方について、どのようにしていきべきだとお考えですか。次の中から、あなたの考え方に最も近いものを 1 つ選び、番号に○をつけてください。



＜縦軸の項目＞

①農地や森林などの自然環境を保全するため、開発による都市的土地利用への転換を厳しく規制・誘導すべきである ②良好な自然環境や優良農地を積極的に保全するとともに、新たに開発すべき地区を明確に位置づけ、都市的土地利用を進める ③規制・誘導は必要なく、むしろ開発を促進し、市街地の拡大に向けて都市的土地利用への転換が容易にできるように配慮すべきである ④現状のままでよい ⑤わからない ⑥その他 ⑦未回答

【全体結果】

②「良好な自然環境や優良農地を積極的に保全するとともに、新たに開発すべき地区を明確に位置づけ、都市的土地利用を進める」が 48% と半数近くの回答となっており、市民の意向としては、自然環境や優良農地の保全を進めながら、必要な開発を明確にした土地利用を求めているものと思われます。

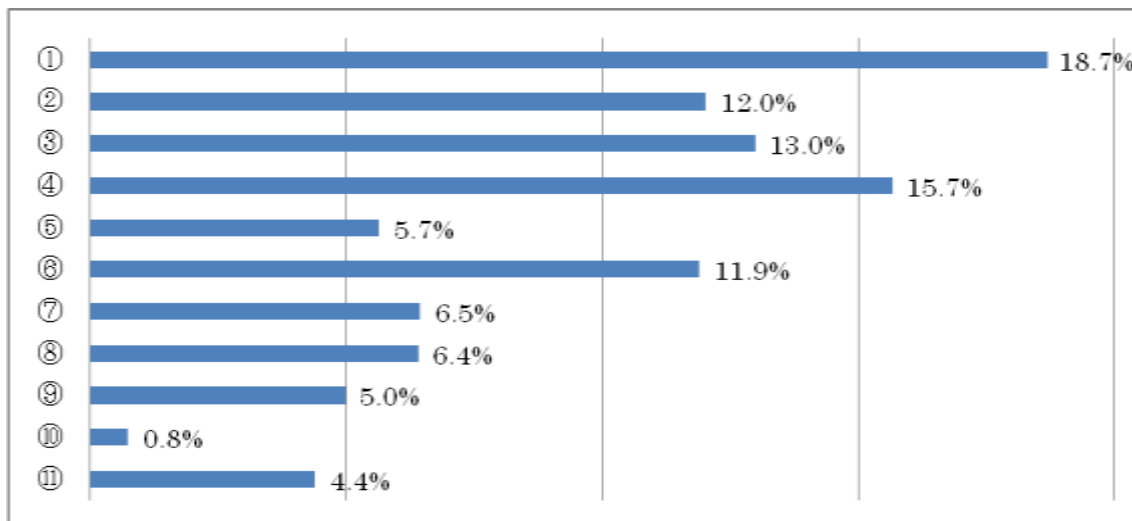
【その他】

性別では、女性では、「わからない」への回答が男性より多くなっていますが、全体的な傾向としては、男性と同様となっています。

年齢別では、30代では、②「良好な自然環境や優良農地を積極的に保全するとともに、新たに開発すべき地区を明確に位置づけ、都市的土地利用を進める」との回答が約 6 割を占め、他の年代より高く、①「農地や森林などの自然環境を保全するため、開発による都市的土地利用への転換を厳しく規制・誘導すべきである」が、他の年代より低い結果となっています。

地域別では、②「良好な自然環境や優良農地を積極的に保全するとともに、新たに開発すべき地区を明確に位置づけ、都市的土地利用を進める」への回答割合は青海地域で高く、④「現状のままでよい」は、能生地域が高い結果となっています。

問 12 あなたは、土地利用について、どんなことを重点的に取り組んでいくことが重要だと思いますか。次の中から、あなたの考え方に最も近いものを2つ選び番号に○をつけてください。



＜縦軸の項目＞

①山林や河川など恵まれた自然環境を保全する ②自然環境を生かしたリゾート開発やスポーツ・レクリエーションなどの場を整備する ③田畑など農地を計画的に確保するとともに農業をやりやすい環境の整備を進める ④市街地にある利用されていない土地の有効利用を進めるとともに農業をやりやすい環境の整備を進める ⑤土地区画整理事業を行い市街地周辺の面的な整備を行う ⑥中心市街地の再開発を積極的に進める ⑦産業団地を造成する ⑧土地利用について規制を強化し無秩序な開発を防止する ⑨わからない ⑩その他 ⑪未回答

【全体結果】

①「山林や河川など恵まれた自然環境を保全する」の18.8%が一番高くなっていますが、それ以外の項目への回答割合も一定数があり、意見が分かれる結果となっています。

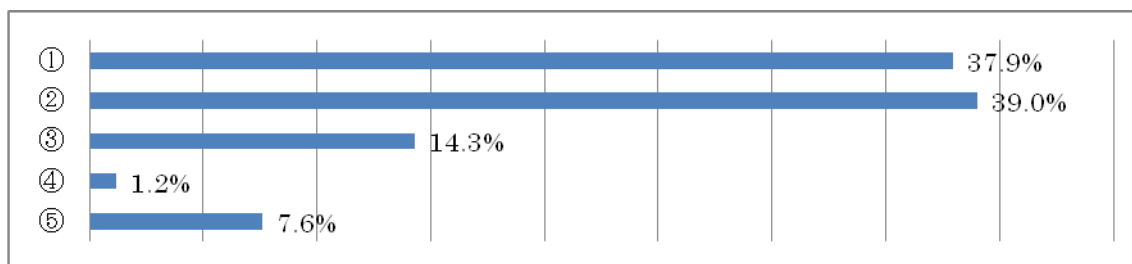
【その他】

性別では、明確な違いはありませんが、⑥「中心市街地の再開発を積極的に進める」及び⑦「産業団地を造成する」への回答割合が男性より女性が低くなっています。

年齢別では、⑥「中心市街地の再開発を積極的に進める」への回答割合は、年代が高くなるほど低くなっています。

地域別では、糸魚川地域と青海地域では、さほど大きな差はありませんが、能生地域は他地域に比べて③「田畑など農地を計画的に確保するとともに農業をやりやすい環境の整備を進める」の回答が6.2%高く、⑥「中心市街地の再開発を積極的に進める」は、低い結果となっています。

問 13 あなたは、これからの住宅地域の整備についてどう思いますか。次の中から、あなたの考え方に最も近いものを1つ選び番号に○をつけてください。



<縦軸の項目>

- ①住宅地の需要動向を見据えながら、適正な宅地開発や土地区画整理を進める
②住宅地は現状のままでよく、周辺住環境整備の向上を進める ③わからない ④その他
⑤未回答

【全体結果】

②「住宅地は現状のままでよく、周辺住環境整備の向上を進める」の39%が一番高く、①「住宅地の需要動向を見据えながら、適正な宅地開発や土地区画整理を進める」が37.9%と続き、意見が分かれる結果となっています。

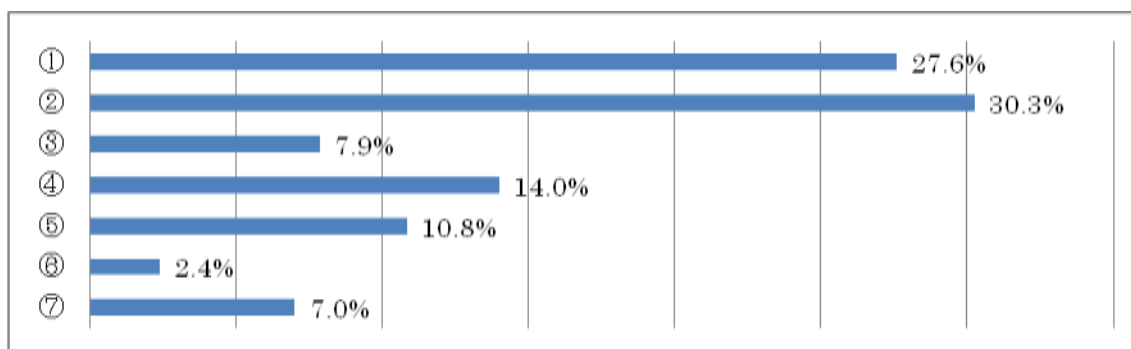
【その他】

性別では、男性では、②「住宅地は現状のままでよく、周辺住環境整備の向上を進める」より①「住宅地の需要動向を見据えながら、適正な宅地開発や土地区画整理を進める」の回答割合が高く、住環境の整備より必要な宅地の供給を求めているものと思われます。

年齢別では、30代以下において、②「住宅地は現状のままでよく、周辺住環境整備の向上を進める」より①「住宅地の需要動向を見据えながら、適正な宅地開発や土地区画整理を進める」の回答割合が高く、特に30代では11.3%の差があり、より必要な宅地供給を求めているものと思われます。

地域別では、明確な違いはありませんでした。

問 14 あなたは、これからの商業地域の整備についてどう思いますか。次の中から、あなたの考え方に最も近いものを1つ選び番号に○をつけてください。



<縦軸の項目>

①既存商店街の活性化を図るべきである ②自動車での利便性が高い幹線道路の沿線に、商業・業務機能を積極的に誘導するべきである ③上記以外の地域に、商業・業務機能を有する新たな拠点を創出するべきである ④住宅地の周辺にコンビニエンスストアなどの中小規模店舗があればよい ⑤わからない ⑥その他 ⑦未回答

【全体結果】

②「自動車での利便性が高い幹線道路の沿線に、商業・業務機能を積極的に誘導するべきである」の30.3%が一番高く、①「既存商店街の活性化を図るべきである」が27.6%と続き、意見が分かれる結果となっています。

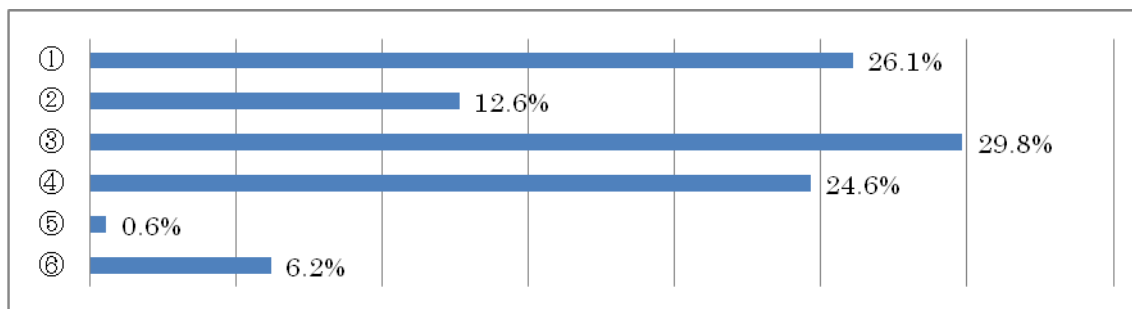
【その他】

性別では、女性では、②「自動車での利便性が高い幹線道路の沿線に、商業・業務機能を積極的に誘導するべきである」より①「既存商店街の活性化を図るべきである」への回答割合が高く、身近な商業施設を望んでいるものと思われます。

年齢別では、30代、40代では、②「自動車での利便性が高い幹線道路の沿線に、商業・業務機能を積極的に誘導するべきである」への回答割合が40%を超えるなど、他の年代より高い割合となっています。一方、70歳以上では、他の年代に比較して、④「住宅地の周辺にコンビニエンスストアなどの中小規模店舗があればよい」との回答割合が高い結果となっています。

地域別では、全体的な傾向の違いはありませんが、④「住宅地の周辺にコンビニエンスストアなどの中小規模店舗があればよい」との回答割合が、能生地域が高く、青海地域、糸魚川地域の順となっています。

問 15 あなたは、これからの工業用地の整備についてどう思いますか。次の中から、あなたの考え方に最も近いものを1つ選び番号に○をつけてください。



＜縦軸の項目＞

①現在ある産業団地への立地促進を優先し、新たな産業団地の整備は必要ない ②産業団地の整備を行わず、必要に応じて市街地から郊外への工場移転を促進する ③郊外に市街地から移転する企業や新たに誘致する企業のための産業団地を整備する ④わからない ⑤その他 ⑥未回答

【全体結果】

③「郊外に市街地から移転する企業や新たに誘致する企業のための産業団地を整備する」が 29.8%で一番高く、次いで①「現在ある産業団地への立地促進を優先し、新たな産業団地の整備は必要ない」が 26.1%と続いており、意見が分かれる結果となっています。

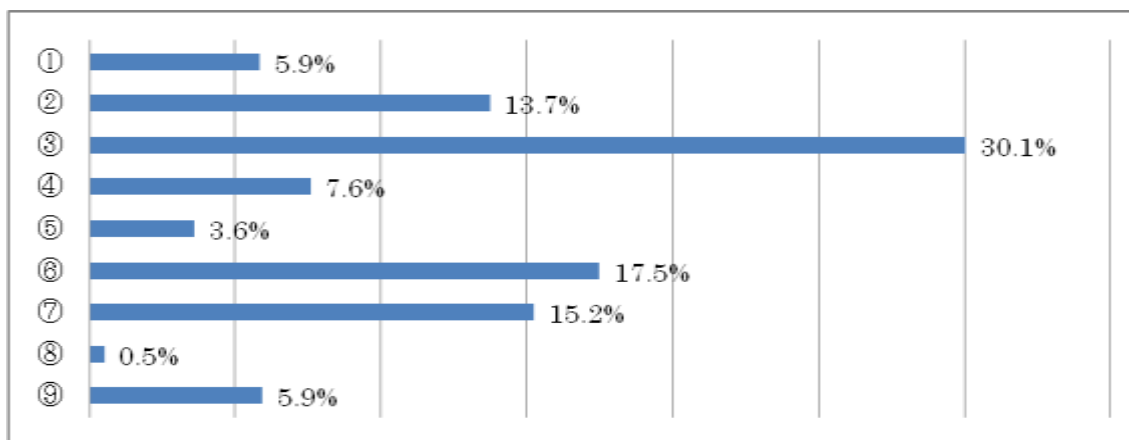
【その他】

性別では、④「わからない」との回答割合が女性に多くなっていますが、全体的な傾向の違いはありませんでした。

年齢別では、40 歳代では、③「郊外に市街地から移転する企業や新たに誘致する企業のための産業団地を整備する」より①「現在ある産業団地への立地促進を優先し、新たな産業団地の整備は必要ない」への回答割合が 10.8%高く、50 歳代では、①「現在ある産業団地への立地促進を優先し、新たな産業団地の整備は必要ない」より③「郊外に市街地から移転する企業や新たに誘致する企業のための産業団地を整備する」への回答割合が 9.7%高くなる、正反対の結果となっています。

地域別では、能生地域では、①「現在ある産業団地への立地促進を優先し、新たな産業団地の整備は必要ない」より③「郊外に市街地から移転する企業や新たに誘致する企業のための産業団地を整備する」への回答割合が 8.9%高く、他の地域では、拮抗した結果となっています。

問 16 あなたは、これからの農地のあり方についてどう思いますか。次の中から、あなたの考え方に最も近いものを1つ選び番号に○をつけてください。



＜縦軸の項目＞

- ①保全するエリアを拡大し、農地の保全を更に進める ②現状のまま、農地保全を進める
 ③営農意欲の高い農家の農地利用を中心に農地の保全や活用を図る ④開発の必要に応じて、部分的に農地転用を認めてゆく ⑤積極的に農地転用を行い、開発を進めていく
 ⑥農地のもつ機能を生かして、観光・交流等に活用していく ⑦わからない ⑧その他
 ⑨未回答

【全体結果】

③「営農意欲の高い農家の農地利用を中心に農地の保全や活用を図る」(30.1%)、②「現状のまま、農地保全を進める」(13.7%)、①「保全するエリアを拡大し、農地の保全を更に進める」(5.9%)となっており、市民の意向としては、現在の農地を適正に保全し、営農意欲のある農家への集積することを求めているものと思われます。

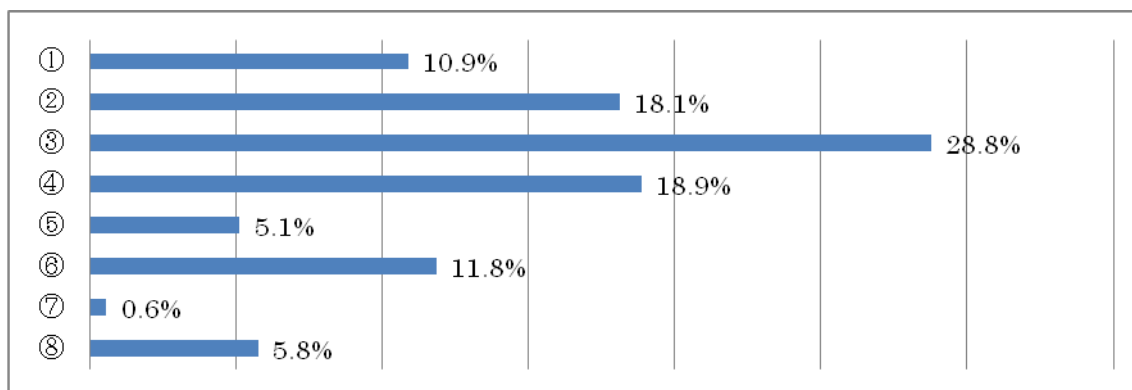
【その他】

性別では、女性では、⑦「わからない」の割合が高く、また、男性より③「営農意欲の高い農家の農地利用を中心に農地の保全や活用を図る」への回答割合が低い結果となっています。

年齢別では、15～29 歳以下及び 70 歳以上の年代では、③「営農意欲の高い農家の農地利用を中心に農地の保全や活用を図る」への回答割合が、他の年代に比較して低い結果となっています。

地域別では、全体的な傾向の違いはありませんが、青海地域において、①「保全するエリアを拡大し、農地の保全を更に進める」との回答割合が、能生地域及び糸魚川地域に比べて低い割合となっています。

問 17 あなたは、これからの山林のあり方についてどう思いますか。次の中から、あなたの考え方に最も近いものを1つ選び番号に○をつけてください。



＜縦軸の項目＞

①保全するエリアを拡大し、森林保全を更に進める ②現状のまま、森林保全を進める
③森林のもつ機能を生かして、自然資源として活用する ④山林の自然環境を生かして、
観光施設やレクリエーションの場として活用する ⑤開発の必要に応じて部分的に伐採し
て、他の土地利用転換をすすめていく ⑥わからない ⑦その他 ⑧未回答

【全体結果】

③「森林のもつ機能を生かして、自然資源として活用する」への回答割合は、28.8%と一番高く、②「現状のまま、森林保全を進める」(18.1%)、①「保全するエリアを拡大し、森林保全を更に進める」(10.9%)となっており、市民の意向としては、森林保全を進めながら、自然資源として有効に活用することを求めているものと思われます。

【その他】

性別では、⑥「わからない」との回答割合が女性に多くなっていますが、全体的な傾向の違いはありませんでした。

年齢別では、15～29歳では、①「保全するエリアを拡大し、森林保全を更に進める」が22.7%と最も高く、70歳以上の値と比較すると16.8%もの差があります。また、30代では④「山林の自然環境を生かして、観光施設やレクリエーションの場として活用する」が31.5%と最も高く、その他の年代は、③「森林の持つ機能を生かして、自然資源として活用する」が最も高くなっています。

地域別では、①「保全するエリアを拡大し、森林保全を更に進める」は能生地域が若干高く、糸魚川地域では③「森林のもつ機能を生かして、自然資源として活用する」の割合が30.1%と、他の地域に比較して高い結果となっています。

8 国土利用計画（糸魚川市計画）審議会関係資料

- ・ 糸魚川市総合計画審議会条例
- ・ 糸魚川市総合計画後期基本計画等について（諮問）
- ・ 国土利用計画（糸魚川市計画）について（答申）
- ・ 糸魚川市総合計画審議会委員名簿

糸魚川市総合計画審議会条例

平成17年3月19日

条例 第 10 号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、糸魚川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、糸魚川市総合計画及び国土利用計画(糸魚川市計画)に関する事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 地区代表

(2) 学識経験者

(3) 諸団体役職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る事項について、調査及び審議を終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

企 第 131 号
平成22年8月4日

糸魚川市総合計画審議会
会 長 白 沢 賢 二 様

糸魚川市長 米田 徹

糸魚川市総合計画後期基本計画等について（諮問）

次の計画を作成したいので、糸魚川市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、諮問いたします。

記

- 1 糸魚川市総合計画後期基本計画（案）
- 2 国土利用計画（糸魚川市計画）（案）

平成23年6月14日

糸魚川市長 米田 徹 様

糸魚川市総合計画審議会
会 長 白沢 賢二

国土利用計画(糸魚川市計画)について(答申)

平成22年8月4日付け企第131号で諮問のあった国土利用計画(糸魚川市計画)の作成について、慎重な審議の結果、別冊のとおり答申いたします。

なお、市土の利用にあたっては、市民福祉の向上及び自然環境の保全を図りつつ、それぞれの地域特性や利用区分に配慮した土地利用の有効活用に努めるとともに、土地に係る各種計画との整合性を図る中で、長期的展望にたち、適正かつ調和のとれた土地利用を行うよう要望します。

糸魚川市総合計画審議会委員名簿（選出区分別 50 音順）

No.	氏 名	役職	区 分
1	池田 正夫		1 号委員（地区代表）
2	高瀬 衛		〃
3	土田 貞夫		〃
4	野本 富男		〃
5	平野 拓二		〃
6	山崎 一雄		〃
7	青木 誠也		2 号委員（学識経験者）
8	白沢 賢二	会 長	〃
9	龍見 和弦		〃
10	中村 康司		〃
11	野本 幸		〃
12	渡辺あゆみ		〃
13	五十嵐須磨子	副会長	3 号委員（諸団体役職員）
14	猪又 重信		〃
15	猪又 直登		〃
16	小川 きみ		〃
17	清水 心澄		〃
18	杉田 智明		〃
19	山下 建夫		〃
20	横澤 陽子		〃

国 土 利 用 計 画（糸 魚 川 市 計 画）

編集発行 糸魚川市総務部企画財政課

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮 1－2－5

TEL 025－552－1511（代）

FAX 025－552－8955

E-mail kikaku@city.itoigawa.niigata.jp

ホームページ <http://www.city.itoigawa.lg.jp>